

寄付金控除について

個人や法人の皆様から公益財団法人京都市芸術文化協会へのご寄付につきましては、税制上の優遇措置を受けることができます。優遇措置を受けるには、寄付をされた翌年の確定申告期間中に、当協会が発行する「寄付金受領証明書」を添えて、所轄税務署に確定申告をしてください。

(1) 個人の場合

ア 所得税について

年間の寄付金額の合計額（ただし、総所得金額の40%が上限）のうち、2,000円を超えた金額が、当該年の所得から控除されます。

$$\text{所得控除額} = \text{年間の寄付金額} - 2,000 \text{円}$$

イ 住民税について

京都市にお住まいの方は、年間の寄付金額の合計額（ただし、総所得金額の30%が上限）のうち2,000円を超える金額に対し、府民税は税率4%、市民税は税率6%を乗じた額が翌年の個人住民税額から控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times (4\% \text{【府民税】} + 6\% \text{【市民税】})$$

※ 京都市以外にお住まいの方は、それぞれの市区町村にお尋ねください。

(2) 法人の場合

通常的一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、特別損金算入限度額の範囲内で、寄付金の損金算入が認められます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

ご不明な点は、京都芸術センター内 公益財団法人京都市芸術文化協会までお問い合わせください。

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 546-2 TEL: 075-213-1000